



島根県報

平成25年 3 月 29 日 (金)

号外 第 4 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	(企業局総務課)	2
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	(")	2
島根県公営企業管理者の権限を委任する規程の一部を改正する規程	(")	3
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(")	3
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(")	4
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	(企業局施設課)	10

【公企訓令】

三成ダム操作規程の一部改正	(企業局施設課)	10
---------------	----------	----

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「グループ又はスタッフを」を「課を」に改め、同項の表を次のように改める。

東部事務所

部	課
管理部	管理課 電気課 水道課 斐伊川水道課

西部事務所

部	課
管理部	管理課 電気課 水道課

第16条第1項の表グループの項中「グループ」を「課」に、「課の」を「課の」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、同条第20号中「手続き」を「手続」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第19号を第20号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 事業所課長 組織規程第16条第1項に規定する課長をいう。

第4条第2項第2号中「課長」を「事業所課長」に改める。

第13条の2第2項中「グループ課長」を「事業所課長」に、「当該グループ」を「当該課」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県公営企業管理者の権限を委任する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第3号

島根県公営企業管理者の権限を委任する規程の一部を改正する規程

島根県公営企業管理者の権限を委任する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

本則第2項を削り、本則第3項第6号中「において行為をするため」を「における土地の掘削等の行為」に改め、同号を同項第14号とし、同項第5号中「において行為をするため」を「における土地の掘削等の行為」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第4号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 河川法第27条第1項の規定により、土地の掘削等の行為の許可を河川管理者に申請すること。

本則第3項中第3号を第10号とし、第2号を第9号とし、第1号を第8号とし、同項に第1号から第7号までとして次の7号を加える。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する旨を市町村の長に届け出ること。

(2) 森林法第10条の8第2項の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採した旨を市町村の長に届け出ること。

(3) 森林法第34条第1項の規定により、保安林における立木の伐採の許可を都道府県知事に申請すること。

(4) 森林法第34条第2項の規定により、保安林における立竹の伐採等の行為の許可を都道府県知事に申請すること。

(5) 森林法第34条第8項の規定により、保安林における立木を伐採した旨を都道府県知事に届け出ること及びその旨を森林所有者に通知すること。

(6) 森林法第34条第9項の規定により、保安林における立木の伐採等の行為をした旨を都道府県知事に届け出ること。

(7) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の行為の許可を漁港管理者に申請すること。

本則第3項に次の6号を加え、同項を本則第2項とする。

(15) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、港湾区域内又は港湾隣接地域内における水域又は公共空地の占用等の行為の許可を港湾管理者に申請すること。

(16) 島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）第3条第1項の規定により、港湾施設の利用の許可を知事に申請すること。

(17) 境港港湾施設条例（昭和45年鳥取県条例第3号）第13条第1項の規定により、港湾施設の利用の許可を港湾管理委員会に申請すること。

(18) 島根県砂防指定地管理条例（平成15年島根県条例第32号）第4条第1項の規定により、砂防指定地における土地の掘削等の行為の許可を知事に申請すること。

(19) 島根県砂防指定地管理条例第5条第1項の規定により、砂防設備の占用の許可を知事に申請すること。

(20) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により、都市公園の占用の許可又は変更の許可を公園管理者に申請すること。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）第11条」を「組織規程第2条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 本局 島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号。以下この条において「組織規程」という。）第2条に規定する本局をいう。

(3) 課 組織規程第3条に規定する課をいう。

第5条の見出し中「交替勤務者」を「交替勤務者等」に改め、同条第1項中「（以下「交替勤務者」という。）」を「及び本局の課又は事業所に勤務する職員のうち公務の運営上やむを得ない事情により一時的に当該本局の課の長又は当該事業所の長の指定するもの（次項及び第7条第3項において「交替勤務者等」という。）」に改め、同条第2項中「交替勤務者」を「交替勤務者等」に、「就業時刻は、所長」を「終業時刻は、本局の課長又は事業所長」に改める。

第7条第3項中「交替勤務者」を「交替勤務者等」に改める。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、事務の都合等により、この期間内に受けることが困難と管理者が認める場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第38条の2第2項第2号中「管理グループ課長」を「管理課長」に改める。

別表第1電気事業会計勘定科目表の収益の部中

		風力発電電力料		
		湯水準備金引当		

を

		風力発電電力料		
		太陽光発電電力料		
		湯水準備金引当		

に改め、同表費用の部中

		送電費	たな卸資産減耗費	
--	--	-----	----------	--

」

を
「

	太陽光発電費	たな卸資産減耗費	
		給料	給料
		手当等	手当 通勤手当 児童手当
		報酬 賃金	臨時職員賃金 その他賃金
		退職給与金	実支出額 引当額
		法定福利費	職員共済組合負担金 公務災害補償負担金 社会保険料 健康診断費
		厚生費	文化体育費 保健衛生費
		旅費	普通旅費 赴任旅費 研修旅費 費用弁償
		報償費 備用品費	什器工具費 図書費 被服費 事務用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 その他消耗品費
		通信運搬費	

			修繕費	建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 諸装置修繕費 その他修繕費 引当額
			補償費	経常的補償費 臨時的補償費 損害賠償費
			使用料	占用使用料 その他使用料
			賃借料	借地料 借家料 機械賃借料 その他賃借料
			委託料	
			潤滑油脂費	
			動力費	
			保険料	損害保険料
			研修費	実習費 研修実施費
			負担金	共有施設管理費負担金 その他負担金
			交付金	市町村交付金
			諸費	食糧費 諸会費 手数料 広告料 会議費 その他諸費
			公課費	
			寄附金	
			減価償却費	

		送電費	固定資産除却費 たな卸資産減耗費	固定資産除却損 固定資産除却費用
--	--	-----	-------------------------	---------------------

」

に改め、同表資産の部中

「

	八戸川送電設備	減価償却累計額		
--	---------	---------	--	--

」

を

「

	江津太陽光発電設備	減価償却累計額		
		土地	発電所用地 道路用地 その他土地	
		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造	
		構築物	その他構築物	
		機械装置	発電設備 主要変圧器 配電盤開閉装置 受電設備 自動制御装置 その他機械装置	
		諸装置	通信電灯電力装置 その他装置	
		備品	車両運搬具 工具器具及び備品	
		無形固定資産	借地権 地上権	

			特許権 施設利用権 電話加入権 営業権 その他無形固定資産
	八戸川送電設備	減価償却累計額	

」

に改める。

別表第3資産単位物品表の電気事業会計の表中

「

	その他装置	雑装置
[送電設備]		

」

を

「

	その他装置	雑装置
[太陽光発電設備]		
土地	発電所用地 道路用地 その他土地	発電所用地 道路用地 その他土地
建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造	「水力発電設備」に準ずる 同 上 同 上 同 上
構築物	その他構築物	舗装道路及び舗装路面 一般マンホール ハンドホール フェンス 防護柵 法面 標識 地中電線路 下水設備 消火設備 排水設備 警報用装置 気象用観測装置 擁壁 門

機械装置	発電設備	緑化施設及び庭園
		歩廊
		架台
		太陽電池モジュール
		逆変換装置
		集電箱
		接続箱
		収納盤
		「風力発電設備」に準ずる
		同 上
		同 上
		同 上
		啓発表示装置
		誘導電圧調整器
		負荷時電圧調整器
絶縁変圧器		
リアクトル		
接地変圧器		
中性点接地抵抗器		
避雷器		
蓄電池		
進相コンデンサー		
整流器		
サージアブソーバー		
気象観測装置		
所内用変圧器		
計器用変成器		
計器用変圧器		
変流器		
温度測定装置		
遠隔測定装置		
監視装置		
基礎		
雑装置		
諸装置	通信電灯電力装置	「風力発電設備」に準ずる
	その他装置	同 上
〔送電設備〕		

に改める。

様式第29号中「〇 〇 課 長 (〇 〇 所 長)」を「 課長 (所長)」に、

「島根県知事 澄 田 信 義 殿」を「島根県知事 様」に改める。

「

資産No.	異 動 No. ----- 除却回数

を

基幹番号	連 番

」

様式第30号中

に、

「〇 〇 課 長 (〇 〇 所 長) 」を「 課長 (所長) 」に、
「島根県知事 澄 田 信 義 殿」を「島根県知事 様」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 6 号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

- 第 4 条の 2 第 2 項中「グループ課長」を「課長」に改める。
- 第 6 条中「つとめなければならない」を「努めなければならない」に改める。
- 第13条中「あたっては、施行中」を「あたっては、施工中」に改める。
- 第14条第 1 項及び第15条中「あたっては」を「あたっては」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

島根県公営企業訓令第 1 号

本 局
東部事務所

三成ダム操作規程（昭和53年島根県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1中 「雲南県土整備事務所維持管理部管理グループ」 を 「雲南県土整備事務所維持管理部管理課」

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。